

南部箕蚊屋広域連合事務決裁規則

平成11年 7月19日 規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、南部箕蚊屋広域連合長（以下「連合長」という。）の権限に属する事務の決裁に
関して必要な事項を定め事務処理の効率化及び責任の所在を明確にするものとする。

(用語)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 代決 急を要する事務で、決裁すべき者（以下「正当決裁者」という。）が不在のため決裁を
経ることができないとき、あらかじめ定められた職にある者が、その事務を代わって決裁する
ことをいう。
- (3) 専決 専決者が、この規定の定める範囲に属する事務について、その責任において決裁する
ことをいう。
- (4) 後関 代決した事務をその後において正当決裁者の閲覧に供することをいう。

(決裁の手順)

第3条 事務は、原則として、順次に上席者を経て、直接上司の決定を経て連合長の決裁を受けな
ければならない。

(連合長の決裁事項)

第4条 広域連合の事務のうち重要な事項及び異例若しくは疑義ある事項又は新規な事項については、
すべて連合長の決裁を経なければならない。

2 前項の重要な事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 広域連合の総合調整及び運営に関する一般方針の確立に関すること。
- (2) 議会の招集に関すること。
- (3) 条例案及び予算案その他の議案に関すること。
- (4) 権限の委任に関すること。
- (5) 職員の任免、進退、賞罰及び給与に関すること。
- (6) 委員会、審議会等の委員又は役員の任免に関すること。
- (7) 会計管理者、事務局長の県外出張に関すること。
- (8) 訴訟、異議の申し立てに関すること。
- (9) 表彰に関すること。
- (10) 儀式に関すること。
- (11) 予算の編成に関すること。
- (12) 予備費の充用に関すること。
- (13) 予算の流用に関すること。
- (14) 収入支出命令に関すること。
- (15) 契約価格300万円以上の契約の締結に関すること。
- (16) 不動産及び1件の金額300万円以上の物件の取得、交換及び処分に関すること。
- (17) 1件300万円以上の支出負担行為の承認に関すること。

- (18) 1件300万円以上の支出を命令すること。
- (19) 1件100万円以上の歳入金調定に関すること。
- (20) 規則及び訓令の制定及び改廃に関すること。

(事務局長の専決事項)

第5条 事務局長の専決できる事項は、前条第2項各号に例示した事項を除いたものとする。

第6条 連合長が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

(代決についての特例)

第7条 前条の場合において、あらかじめその処理について、特に指示を受けたもの又は緊急やむをえないもののほか、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項は、代決してはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年10月1日規則第2号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。